

水道事業における耐震化の状況(公表資料)

〈別紙3〉配水池の耐震化状況(平成22年度末)

都道府県別一覧表 ※1

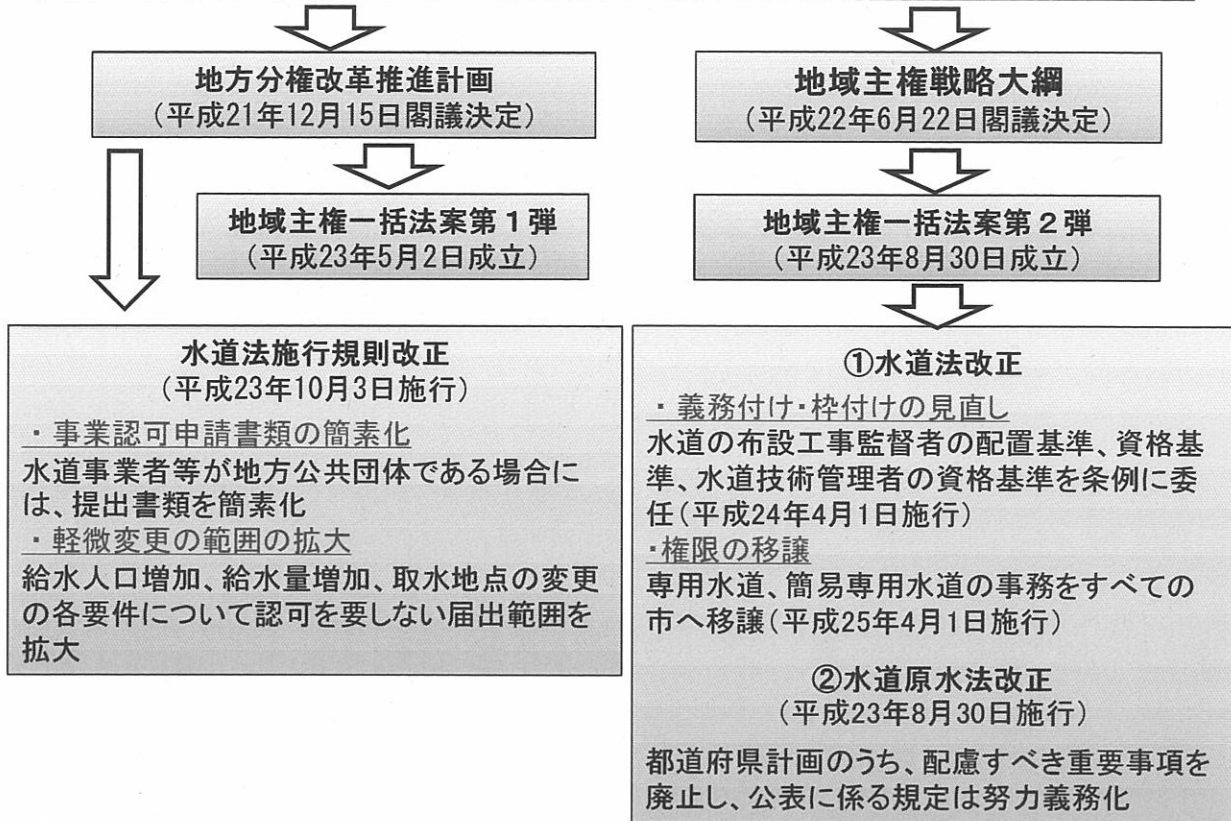
都道府県名	H22年度			(参考)H21年度			耐震化率の 差 ※2 (H22-H21) ①-②
	全施設容量 (m ³)	耐震化容量 (m ³)	耐震化率 (%)	全施設容量 (m ³)	耐震化容量 (m ³)	耐震化率 (%)	
	(A)	(B)	(B)/(A)	(C)	(D)	(D)/(C)	
北海道	1,397,735	486,770	34.8	1,392,201	480,352	34.5	0.3
青森県	405,707	122,297	30.1	375,601	86,662	23.1	7.0
岩手県	331,777	87,383	26.3	330,052	80,219	24.3	2.0
宮城県	931,032	179,123	19.2	948,965	162,625	17.1	2.1
秋田県	242,245	91,687	37.8	316,020	58,412	18.5	19.3
山形県	321,719	109,592	34.1	330,673	112,612	34.1	0.0
福島県	582,415	120,094	20.6	588,211	120,652	20.5	0.1
茨城県	579,329	231,840	40.0	589,512	193,056	32.7	7.3
栃木県	601,262	118,164	19.7	581,719	87,296	15.0	4.7
群馬県	671,807	217,999	32.4	653,905	223,093	34.1	-1.7
埼玉県	2,755,761	902,661	32.8	2,709,684	850,251	31.4	1.4
千葉県	1,763,376	806,449	45.7	1,776,681	805,468	45.3	0.4
東京都	3,275,400	1,788,231	54.6	3,222,615	1,646,184	51.1	3.5
神奈川県	2,980,765	909,265	30.5	2,983,690	613,305	20.6	9.9
新潟県	713,332	194,349	27.2	722,479	195,866	27.1	0.1
富山県	311,160	106,951	34.4	326,993	96,346	29.5	4.9
石川県	397,615	142,113	35.7	392,990	122,369	31.1	4.6
福井県	247,907	73,026	29.5	226,333	53,236	23.5	6.0
山梨県	324,060	104,782	32.3	222,070	101,274	45.6	-13.3
長野県	793,972	192,522	24.2	751,840	162,862	21.7	2.5
岐阜県	512,549	258,582	50.5	513,687	258,936	50.4	0.1
静岡県	1,225,805	560,555	45.7	1,259,198	506,625	40.2	5.5
愛知県	2,149,380	1,640,779	76.3	2,098,148	1,663,295	79.3	-3.0
三重県	768,934	386,928	50.3	702,058	343,654	48.9	1.4
滋賀県	415,984	185,868	44.7	418,301	153,381	36.7	8.0
京都府	825,635	212,595	25.7	780,275	194,237	24.9	0.8
大阪府	3,323,663	967,309	29.1	3,058,461	790,751	25.9	3.2
兵庫県	1,915,588	944,255	49.3	1,894,438	896,409	47.3	2.0
奈良県	643,494	297,340	46.2	670,913	239,669	35.7	10.5
和歌山県	351,717	98,792	28.1	334,795	79,092	23.6	4.5
鳥取県	184,937	46,487	25.1	117,242	29,900	25.5	-0.4
島根県	156,309	44,365	28.4	184,379	31,365	17.0	11.4
岡山県	750,064	335,068	44.7	681,654	291,283	42.7	2.0
広島県	963,280	216,265	22.5	915,559	96,317	10.5	12.0
山口県	467,495	116,670	25.0	474,895	104,885	22.1	2.9
徳島県	199,704	55,423	27.8	222,961	51,403	23.1	4.7
香川県	426,288	129,116	30.3	399,386	120,912	30.3	0.0
愛媛県	385,037	143,295	37.2	382,999	103,473	27.0	10.2
高知県	185,200	33,350	18.0	185,200	33,350	18.0	0.0
福岡県	1,330,182	448,860	33.7	1,307,487	264,778	20.3	13.4
佐賀県	262,537	80,000	30.5	263,388	40,951	15.5	15.0
長崎県	384,506	48,631	12.6	387,638	35,930	9.3	3.3
熊本県	402,962	202,962	50.4	424,334	197,362	46.5	3.9
大分県	336,921	162,775	48.3	335,708	145,442	43.3	5.0
宮崎県	329,422	93,927	28.5	242,047	83,304	34.4	-5.9
鹿児島県	554,111	58,816	10.6	551,885	53,096	9.6	1.0
沖縄県	600,488	342,380	57.0	598,288	329,080	55.0	2.0
合計	39,680,568	15,096,691	38.0	38,847,558	13,391,020	34.5	3.5

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び水道用水供給事業が有している配水池の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震化率が昨年度に比べて減少した主な理由は、耐震診断の精度を高めたことにより耐震性が十分でないと判断したこと、集計ミスの修正等による。

地方分権・地域主権

地方分権改革推進委員会 第1次～第4次 勧告



事業認可等に関する改正等について

水道法施行規則の改正(平成23年10月3日公布、同日施行)

■事業認可申請書類の簡素化

- 水道事業者が地方公共団体である場合には、
 - ✓ 水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - ✓ 水道事業経営に関する意志決定を証する書類
 の提出を不要とする。
- 水道事業者が地方公共団体で、当該水道事業が他の水道事業を全部譲り受ける場合には、規則第1条の第2第1項にかかわらず、
 - ✓ 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと、給水区域を明らかにする書類等
 - ✓ 水道施設の位置を明らかにする地図
 を申請書の添付書類とする。

■軽微変更の範囲の拡大

- 水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更について以下のいずれにも該当しない場合は軽微な変更とする。
 - ✓ 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するもの
 - ✓ 変更後の給水人口と認可給水人口との差が認可給水人口の1/10を超えるもの(現在は1/100)
 - ✓ 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の1/10を超えるもの(現在は1/100)
- 取水地点の変更については、河川改修に伴う取水地点の変更等、水源水質に大きな変化がないと認められる場合には軽微な変更とする。(対象は河川水の場合。)

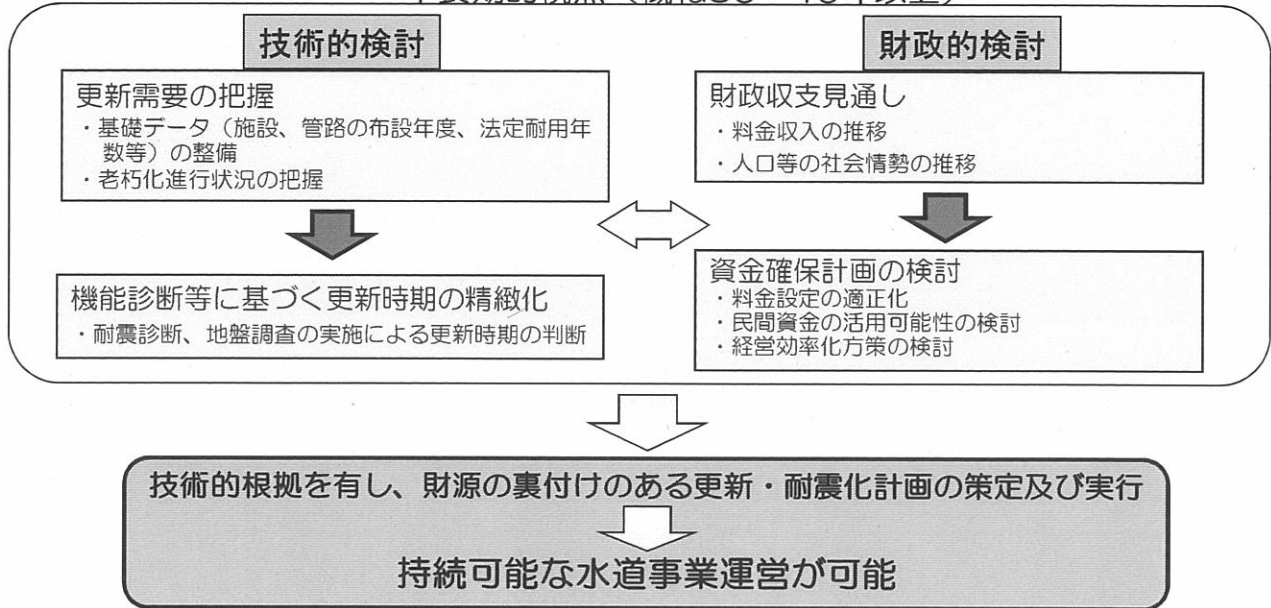
「水道事業等の認可の手引き」の改訂(平成23年10月3日)

- 認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省健康局水道課の基本的な考え方を取りまとめたもの
- 認可等にあたっては、それぞれの水道事業や水道用水供給事業によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組む

水道におけるアセットマネジメント(資産管理)

厚生労働省では、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を策定し、平成21年7月に公表。

＜アセットマネジメント実践上のポイント＞
中長期的視点（概ね30～40年以上）



「アセットマネジメント」の実施状況について

- ・調査事業者数1,505事業者のうち、387事業者が実施中又は実施済み。
- ・事業規模が大きくなる程、実施割合が増加する傾向にある。

(単位:事業者数)

計画給水人口	5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給事業	合計
調査事業者数	938	228	156	61	29	93	1,505
実施事業者数	77	95	93	41	23	58	387
割合	8.2%	41.7%	59.6%	67.2%	79.3%	62.4%	25.7%

(単位:事業者数)

更新需要 見通しの検討手法	財政収支見通しの検討手法			
	タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)
タイプ1(簡略型)	26	3	2	
タイプ2(簡略型)	11	92	58	
タイプ3(標準型)	3	9	159	
タイプ4(詳細型)				10

※平成22年度運営状況調査より抽出。なお、タイプ分け項目の未回答事業者(14事業)は未計上。

事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事前評価及び再評価

「水道施設整備事業の評価実施要領」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道事業の費用対効果分析マニュアル」(平成19年7月策定、平成23年7月改訂)

「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」(平成23年7月策定)

に基づき、適切に評価を実施

※事業評価の事例や知見の蓄積、総務省における政策評価の点検の結果(客観性担保評価活動)や行政刷新会議「事業仕分け」における評価などを踏まえ、平成23年7月、実施要領、実施細目、マニュアルを一部改正するとともに、解説と運用を新たに策定

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業 ○水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業 ○水資源機構が実施する事業(厚労大臣がその実施に要する費用の一部を補助する者に限る) ※地域自主戦略交付金は対象としてない
事前評価	事業費10億円以上の事業を対象に、事業の採択前の段階において実施
再評価	事業採択後5年を経過して未着手、10年を経過して継続中、10年経過以降は原則5年経過して継続中の事業を対象に実施 なお、水道水源開発のための施設(海水淡水化施設を除く)の整備を含む事業は、本体工事等の着手前に実施。ただし、この場合は以後10年間評価を要しない(平成21年4月より導入) また、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合は、適宜実施

要領、細目等の改正(平成23年7月)の主な内容について

